

議案第 5 8 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2（その1）5級の項第1号中「副課長」の次に「、担当副課長」を加え、同表7級の項第1号中「室長」の次に「、担当室長」を加え、同表8級の項第1号中「部長」の次に「、担当部長」を加える。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。